



Index

第10号 モニタリング特集

- | | |
|---|--------|
| 1 卷頭メッセージ | (P1) |
| 認証評価・内部質保証と学生のパフォーマンス | |
| 2 第3期認証評価結果と第4期認証評価に向けて | (P2~3) |
| 3 二巡目のモニタリングにむけて | (P4) |
| 4 学修成果の可視化と直接評価の意義 | (P5) |
| 5 学生のエンゲージメント | (P6) |
| 学修成果につながる「学びの質」の向上にむけて | |
| 6 部局FD活動報告 | (P7) |
| 生物資源学類におけるFD活動について
人文学学位プログラムにおけるFD活動と体制 | |
| 7 我が国の高等教育政策の動向 | (P8) |
| 学修成果の可視化から修得の保証へ | |
| 8 全学FD研修会開催状況 | (P9) |

1. 卷頭メッセージ

認証評価・内部質保証と学生のパフォーマンス

(プロボスト 加藤 光保)

本学は、昨年度、大学基準協会による大学機関別認証評価（以下、認証評価）を無事終えたところですが、今年度から第4期に入った大学基準協会の認証評価では、評価の観点の中心に「学習成果を基軸に据えた内部質保証」を置いています。すでにほとんどの大学で人材養成目的を定め、これに伴って学位授与の方針が定められ、卒業時に獲得しているべき資質・能力について、卒業時（修了時）コンピテンスとして定められています。本学でも卒業時（修了時）コンピテンスとして数項目程度ずつの汎用コンピテンスと専門コンピテンスが定められ、カリキュラム・マップに従って達成度評価の可視化が行われています。しかし、このコンピテンスの達成度は、日々の学びの成果の蓄積を各論的に示すには粒度が荒く、ミネルバ大学では、コア・コンピテンシーに加え、100項目を超えるHABITS OF MIND AND FOUNDATIONAL CONCEPTS (HCS)が定められています。リベラルアーツ教育の強化の必要性を重んじ、チュートリアル学修の導入を開始した本学において、学位プログラムの質保証に加え、どのように個々の学生の個性的な学びの可視化を行うか。今後の本学の内部質保証において重要な課題になるとを考えます。教育改革の議論の積み重ねは、学生の学修成果の向上に繋げるものとして進めます。（了）

【表紙写真】 筑波キャンパス 陸上競技場

編集方針：多様な立場の人（特に学生や事務職員）が多様な観点から多様な表現方法で教育改善に関する多様な意見を述べられる冊子とし、それらの意見から得られた新たな視野が“迷子”になりそうな時の教職員の羅針盤になることを目指す。

教学マネジメント室 HP : <https://omtl.sec.tsukuba.ac.jp/> お問い合わせ : gm.kkikakugrp@un.tsukuba.ac.jp

2. 第3期認証評価結果と第4期認証評価に向けて

認証評価とは、学校教育法に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が評価基準に沿って、大学等の教育の状況について評価を行う制度です。この制度は2004年度から始まり、全ての大学は7年以内毎に評価機関の評価を受けることが義務付けられています。本学は2024年度に大学基準協会による第3期大学機関別認証評価を受け、適合との認定を受けました。

今回の評価は、「基準1 理念・目的」から「基準10 大学運営・財務」にわたる10の大学基準に沿って大学が作成する「点検・評価報告書」に基づき実施されました。「点検・評価報告書」の内容を確認するため2日間の実地調査があり、全体面談、個別面談、学生インタビューが行われました。全体面談では、評価者から大学執行部に対して、各基準に沿って質問があり、教育に関する質問が想定された回には、教育担当副学長に加えて教学マネジメント室長と教学デザイン室長に対応いただきました。個別面談は、(1)教育研究支援、(2)学生支援、(3)自己点検・評価、モニタリング・プログラムレビューの3つのテーマで行われ、それぞれ関係する教職員に対して、本学の教育研究支援体制が整っているか確認がなされました。

評価結果では、大学基準への適合状況のほか、基準ごとの評定(S, A, B, Cの4段階)が示されました。その結果、「基準3 教育研究環境」では、本学の「教・教分離」に基づく教育研究組織体制等に対して、最高のS評定を受けました。また、下表のとおり、4つの基準において、本学の取組は「長所」として評価されました。私自身、過去に、大学基準協会の認証評価委員を数年務めたことがあります、実は、「長所」という評

(副学長(企画評価・広報) 西尾 チヅル)

価は、他の大学組織の取組には見られない独自性の高い、かつ、有効な取組であり、模範となるものである場合にのみ、「長所」として評価してよいといわれるものです。今回、この「長所」という評価が4つの基準で得られたということは、本学の取組が、さまざまな大学の教育研究システムを評価している専門家から見ても、特筆すべき優れた取組というお墨付きをいただいたことを示しており、とても誇らしいことだと思います。

今回の認証評価を受審して感じたことは、認証評価とは、単に大学が法令に沿って教育を行っているかをチェックするだけではなく、自己点検・評価を定期的に行い、さらなる改善と教育の質の向上を継続的に行う体制が構築できていること、そしてそれが実行できているかを評価するものであるということです。本学では、次ページの図に示すような内部質保証体制を構築し、運用していますが、まさにこの内部質保証体制が審査されたということです。

本学では、学長を委員長とする組織評価委員会を中心として組織評価を毎年、実施しています。評価は本部組織等の組織評価と教育研究組織の組織評価に大別されます。前者の本部組織等の組織評価は、中期計画、指定国立大学法人構想などの実施状況や課題を明らかにし、改善を行うことを目的としています。後者の教育研究組織の組織評価では、本学では「教・教分離」体制を敷いているので、系という教員(研究)組織と、教育組織は別々に評価を行っています。いずれも、組織ごとの教育研究活動に関する自己点検・評価に基づき、定量的評価指標の達成状況および教育研究などの実績を、組織評価委員会の対話も行った上で評価しています。

表 大学評価結果で示された「長所」及び「改善課題」

基準	長所	改善課題
基準2 内部質保証	固有の組織体制を前提とした内部質保証システム (モニタリング・プログラムレビューなど)	
基準3 教育研究組織	「教・教分離」体制の構築と分野横断的な教育研究 に向けた組織の発展	
基準4 教育課程・学習成果	学士課程1年次から学際的な研究の力を身に付ける 研究プロジェクト (総合学域群における教育)	・一部の学群の教育課程の編成・実施 方針上の問題 ・一部の大学院の学位審査基準・特定 課題研究の審査基準上の問題
基準5 学生の受け入れ	分野横断的な教育研究につながる選抜の導入 (総合選抜)	

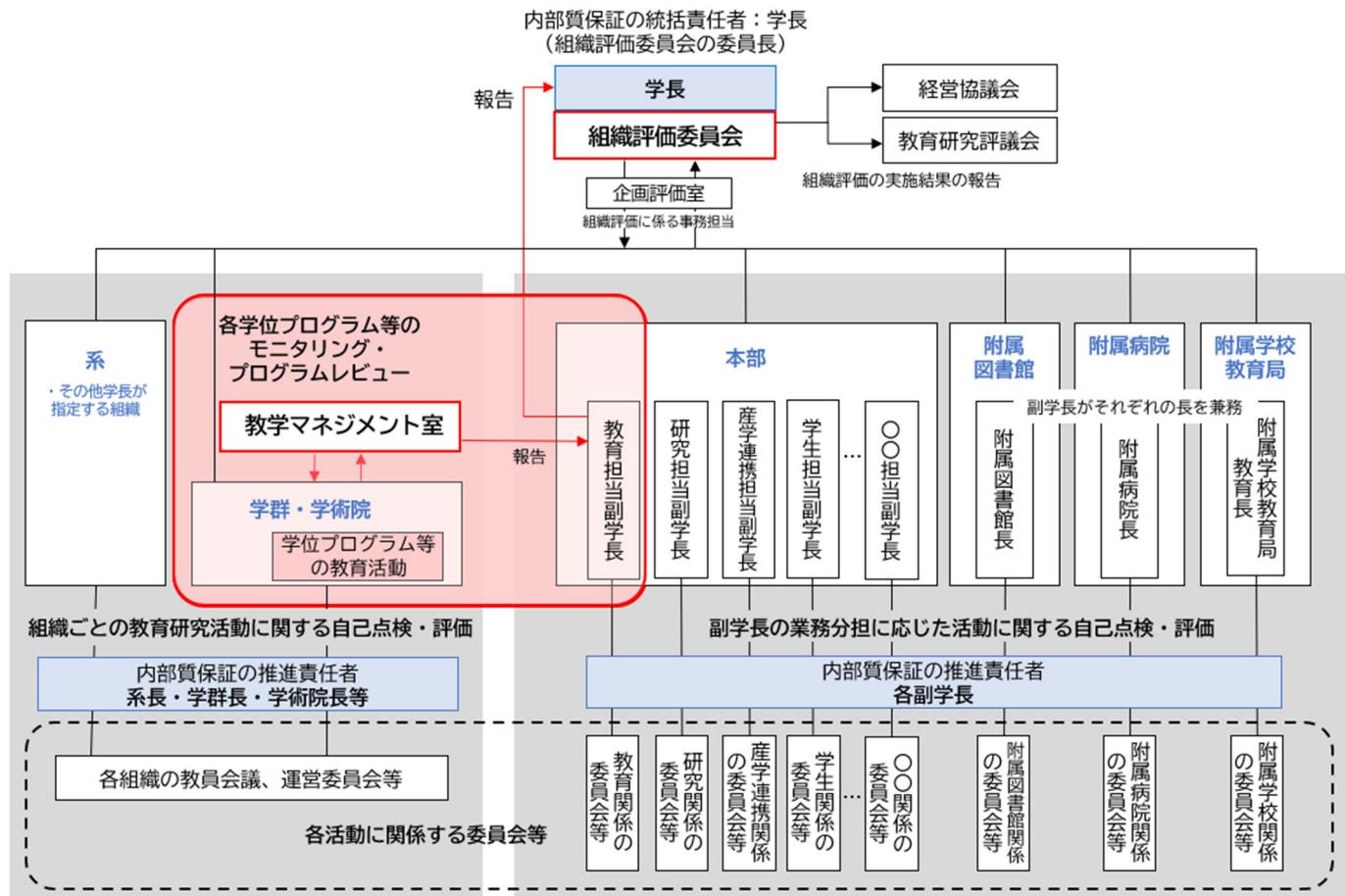


図 筑波大学の内部質保証体制図

さらに、教育の質保証のために、教学マネジメント室を中心となって学位プログラムのモニタリング・プログラムレビューを実施しています。これは毎年のモニタリングと数年おきに実施するプログラムレビューに基づいて、各学位プログラムの質を総合的に評価するだけでなく、ファカルティ・デイベロップメントや教学 IR の推進などにより内部質保証の確立と高度化を図ることも目指しています。

今回の認証評価では、組織評価とモニタリング・プログラムレビューの2つがそれぞれどのような役割をもっているかについて、評価者からより詳しく実情を確認したいとの質問・要望がでした。実地調査の個別面談では教育組織の長に出席してもらい、2つの評価の実施の実情についてインタビューを受けました。その結果、本学の内部質保証体制も「長所」と評価されました。実は、後でわかったことですが、2024年度に大学基準協会で受審した大学のうち「基準2 内部質保証」に「長所」が付されたのは、本学だけだったということです。そのこともあり、受審後、大学基準協会から、本学の内部質保証の概要について、2025年度事例報告会で紹介してほしいという打診があり、7月に教学マ

ネジメント室の山中敏正特命教授と私とで説明してきました。当日は多くの大学関係者から質問を受け、本学の内部質保証体制への関心の高さを改めて実感した次第です。大学基準協会および他大学からの良好な評価は大変光栄なことです。だからこそ、内部質保証のさらなる実質化に向けて気を引き締めて取り組む必要性を感じております。

認証評価制度は開始以来 20 年を経過し、現在は 4 期目のサイクルに差し掛かっています。国の高等教育政策が学修者本位の教育の実現へと転換するなか、大学基準協会の第 4 期認証評価（2025～2031 年）では、第 3 期の大学基準の内容をさらに推し進め、学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価を目指しているとのことです。すなわち、各取組の成果、とりわけ学生の学修成果に焦点を当てて、第 3 期までに整備した内部質保証体制が実際に機能しているかが、第 4 期認証評価では問われるということです。本学独自の内部質保証体制の実質化を高め、7 年後の認証評価でも高評価が得られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。（了）

3. 二巡目のモニタリングにむけて

一巡目のモニタリングでは、教育組織の長として、教育の質向上の取組とは別に、「評価されること」への防御反応から証拠集めに追われていたように思います。教育の改善に向きあうべき時間や労力を報告書作成に費やしてしまい、「大学機関別認証評価（以下、認証評価）に対応するための作業」が目的化した結果、現場では「評価疲れ」も生じていたように思います。

こうした経験を踏まえ、第4期認証評価の期間に相当する二巡目のモニタリングでは、「何のためにモニタリングを行うのか」という原点に立ち返りたいと考えています。形式的な活動から脱却し、教育の質を継続的に高めるための仕組みとして、モニタリングやプログラムレビューを再構築していくことが重要です。

第4期認証評価では、「学習成果を基軸に据えた内部質保証」が実質的に機能しているか、すなわち学修成果を着実に捉え、その結果に基づいて教育の改善が図られているかが問われます。したがって、二巡目のモニタリングでは以下の方向性を明確にしていきます。

- ・モニタリングおよびプログラムレビューが、実質的かつ継続的な教育改善につながることを重視すること
- ・教育組織が主体的・自律的に教育改善を行い、その成果を自ら説明できるよう支援すること
- ・「何を教えたか」ではなく、「学生が何を学び、身に付けたか」という学修成果を中心に据えた評価を行うこと
- ・学修成果を生み出す理論的な枠組み（IEOモデル）を全学で共有し、共通の評価基準を設定すること
- ・自己点検の負担を軽減しつつ、日常的な運営活動の中で教育改善を行うこと
- ・学生委員・外部委員の参画を促進し、多様な意見を取り入れること

まずは、各教育組織がどのような人材を育成したいのかを明確にし、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を起点に、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を的確に設計することが出発点となります。これを「筑波スタンダード」で公表し、教育の理念と実践をつなぐことが第一歩です。

（教学マネジメント室長・人間系 綾部 早穂）

その際話題となるのが、学則と筑波スタンダードの関係です。学則および部局細則は法令に基づく規定であり、人材養成目的や授与学位の根拠を示す最上位の文書です。一方、筑波スタンダードは、学則の内容を基礎としつつ、教育理念や3つのポリシーを可視化し、社会に向けてわかりやすく示す公表媒体です。また、筑波スタンダードは、各教育組織が教育活動を通じて学生に何を獲得させることを目指すのか、そして教育をどのように改善していくのかを内外に示す重要文書であり、教育の「設計書」としての性格を持っています。運用上は、学則・細則を起点としつつ、筑波スタンダードは法令を踏まえながらも、本学独自の教育体制の充実に向けた取組や設計を反映するものとなっています。その際に両者の記述に齟齬が生じた場合には、教育組織において内容を精査し、最新の改訂内容に整合する形で統一を図る必要があります。筑波スタンダードをもとに考えること自体は問題ではなく、むしろ一貫した方針設計を容易にし、教育の透明性を高めるものと考えます。筑波スタンダードは学則と相互に補完しながら教育の方向性を社会に明確に示すための仕組みとして位置づけられています。

さらに、モニタリングそのものについても、改めてその定義を明確にしておきます。二巡目のモニタリングを「自己点検」「相互確認」「フィードバック」から成る一連のプロセスとして位置づけます。各教育組織が自らの教育活動を筑波スタンダードに照らして定期的に自己点検し、その結果を他の教育組織との相互確認を通じて共有・学習し、教学マネジメント室がその成果に対してフィードバックを行うという流れです。このサイクルを通して、教育組織は自らの現状を省察し、改善の方向性を見出すことができます。

二巡目のモニタリングでは、教学マネジメント室だけでなく、各教育組織が自らの使命を再確認し、主体的に教育の質向上に取り組む契機となることを期待しています。その際には、学生の学びの実態を的確に把握し、継続的な教育改善の循環を確立することが求められます。

最後に、本文の一部は、教学マネジメント室業務の一環として教育機構支援課 野口珠岐氏により整理された資料に基づいています。記して謝意を表します。（了）

4. 学修成果の可視化と直接評価の意義

(教学マネジメント室教学IR部門長・図書館情報メディア系 柳浦 猛)

近年、高等教育において「学修成果」の可視化が強く求められています。特に、学生が学位取得を通じてどのような知識・能力を身につけたのかを、社会や外部評価機関に対して明確に示す責務が大学に課されています。大学基準協会の新しい評価基準では、「学位授与方針に明示した学習成果を適切に把握し評価しているか」が審査項目として明記されていて、今後の認証評価においても学修成果の可視化がより重要な評価軸となっていくことが予想されます。

中央教育審議会大学分科会の「教学マネジメント指針」によれば、学修成果とは、一定の学修期間終了時に、学修者が「学修者が獲得すべき知識、スキル、態度」を指します（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）。本学においては、それはコンピテンスとして表現されています。したがって本学における学修成果の可視化とは、学生がどの程度コンピテンスを修得したのかを、客観的で説得力のある形で示す取組といえます。

学修成果の評価は大きく「直接評価」と「間接評価」という二つの方法に分かれます。直接評価とは、学生のレポート、論文、発表、作品などの成果物や行動をもとに、実際に身につけたコンピテンスの到達度を複数の教員が評価する手法などが含まれます。これに対し、間接評価は、授業満足度調査や自己評価、GPA、卒業率など、学修成果を間接的に推測するための指標を用いることが一般的です。前者は客観性と再現性を重視しつつ教育効果の「証拠」を直接的に答える形で提供することを目指すに対し、後者は背景的・文脈的情報を補完する役割を果たすことがその特徴といえます。

学修成果の可視化を進める上で鍵となるのが、直接評価のエビデンスをどのように収集・活用するかです。直接評価は教育の質保証にとって望ましい手法と言われている一方で、そのデータ収集には大きな労力が伴うことも事実です。したがって教学マネジメント室としては、直接評価データは、すでにカリキュラムに組み込まれている成果物を活用して効率的に収集することを推奨しています。例えば、卒業・修了研究や中間・最終発表、また必修授業でのレポートや

確認テスト、発表、実験レポートなどは直接評価を行う上で有効なデータソースとなります。これらの成果物をコンピテンスに対応した評価ルーブリックに基づいてスコア化し、学生レベルのデータを集計することで、学位プログラム全体の学修成果のエビデンスとして活用することが可能になります。

直接評価を効果的に行うためには、ルーブリック（評価基準表）の活用が不可欠になります。例えば、卒業研究を対象に、各プログラムで設定しているコンピテンスの観点からスコアをつけ、その平均値を算出することで、学位プログラムレベルでの成果の「見える化」が可能となります。この際、個々の学生の成績を単に評価するだけでなく、集団としての到達度を分析し、教育改善やカリキュラム設計の改善に活かすことが重要になります。重要なのは、コンピテンスの評価を各個人の評価で終わらせるのではなく、組織的な質保証サイクルの一部として位置づけ、継続的にカリキュラムの改善等に活かす仕組みを整備することにあります。

なお、本学の内部質保証においては、直接評価が重要な役割を果たしますが、それは間接評価が重要ではないということを意味するわけではありません。実務上は直接評価と間接評価データとの併用が現実的なアプローチになることが想定されます。間接指標を補助的に用いながら、ルーブリック評価などの直接データを主軸に据える形などは有効な質保証のアプローチの一つと言えるでしょう。教学マネジメント室としても、各プログラムが直接評価データ収集にできるだけ注力できるよう、教学IR部門を通じて、各プログラムにとって参考となる間接指標を積極的かつタイムリーな形で提供していくことを目指します。

学修成果の可視化には、大学教育の透明性と説明責任を高め、教育課程の継続的な改善を促す意義があります。そして本学が目指す内部質保証は、直接評価を重視しつつ、間接評価を効果的に組み合わせて活用することに特徴があります。これらの取組を通じて、学生の成長を客観的に証明できる教育機関として社会的信頼を確立し、教育の質を絶えず向上させていくことが、本学の内部質保証の目指すものです。（了）

5. 学生のエンゲージメント

学修成果につながる「学びの質」の向上にむけて

(教学マネジメント室教育力向上部門長・図書館情報メディア系 立石 慎治)

大学教育の質を充実させていくアプローチはたくさんありますが、第4期認証評価の重点である「学習成果を基軸に据えた評価の実質化」を踏まえると、その鍵のひとつは、「学生のエンゲージメント」を中心に据えて学修過程を設計・運用することです。第4期認証評価における質保証の焦点がインプットからアウトカムへ移行したこととあいまって、評価の射程は「何を教えたか」から「何を身に付けたか」へ広がっており、その両者をつなぐ「学生はどこまで深く学修に関わったか」、つまり「学生のエンゲージメント」が重要になっています。本学としても、自律的な学修者を育成していくうえで、学生が深く学修に関わっていくための体制整備を重要なもののひとつとして捉えています。

「学生のエンゲージメント」は二つの軸で捉えられます。第一に、学生が時間と努力をどれだけ投じるか。第二に、大学が質の高い学修機会をどう設計し提供するか、です。どちらか片方では成立せず、「双方のコミットメント」が前提になります。したがって、学生個人のやる気だけでもなければ、教員の熱意依存だけでもなく、組織的な学修過程設計が要点になります。

そこで、二巡目のモニタリング及びプログラムレビューでは、学修支援体制を『筑波スタンダード』にテーマ5として明記することになりました。テーマ5では、「学生のエンゲージメント」を測定する調査（National Survey for Student Engagement: NSSE）の根拠となった考え方に乗って、三領域で考え、実践を整理することとしています。第一は学修支援で、スタディスキルやアカデミックスキルの体系的支援が該当します。学修に打ち込むために必要な生活面への支援も含むものとして広く捉えることとしています。

第二は学生同士の交流です。授業内の協働に加えて、授業外でも相互に助け合い、履修や学修上の困りごとを共有できるコミュニティ基盤は、教育組織への帰属感と心理的安全性を高めます。

第三は教員との交流です。オフィスアワー等に加え、研究会やプロジェクトへの参画等を通じた教員との交流機会

は、まさにその専門を学ぼうとしている学生にとっては分野の考え方を学ぶ絶好の機会であり、専門家からのフィードバックを得る貴重な機会になります。

重要なのは、新しい取組を始めることではありません。「学生のエンゲージメント」という言葉が生まれる以前から、学内には実質的に「学生のエンゲージメント」を向上させる取組はありました。むしろ、「学生のエンゲージメント」というレンズを通して、これまでの取組の価値を改めて捉え、その意義を示すことのほうに価値があると考えられます。組織内にある良い実践を棚卸しして、学内はもとより学外の関係者にも通じる言葉で見える化することのほうが重要です。学修充実の仕掛け、学生同士の助け合い、教員との共同経験といった断片を、学修成果に通じる一連の過程として整理し直し、これらの取組に光を当てて示していくことも説明責任の果たし方のひとつであると考えています。カリキュラムを学ぶことで学生の成長は促されますが、各学位プログラムが提供するカリキュラム外の仕組みや経験もまた学生の成長にとって重要な要素であるからです。

二巡目のモニタリング及びプログラムレビューの仕組みのもとでは、令和8年度以降は各学位プログラムの取組を互いに知ることができるようになります。各学位プログラムがエンゲージメント向上の仕掛けを体系化し、外部にも説明可能なように提示する第1ステップの先に、取り組み方の相互学習やリソースの共有などが進み、全学に広がるような実践が出てくることを期待しています。

エンゲージメントに焦点を当てることは、学修成果を志向する質保証を実質化する道のひとつです。学生が学修に「深く関与できる場」を特定し、可能なペースでその充実を図って学修成果に通じる「学びの質」を持続的に押し上げることで、ほかでもない卒業生の実力を通じて本学の誇る教育力を説得的に社会に示せると考えています。 (了)

6. 部局FD活動報告

生物資源学類におけるFD活動について

生物資源学類でここ数年間注力しているFD活動として、

1. 教員のオンライン授業実施スキルの向上、2. 授業評価アンケート自由記述への回答および学生へのフィードバック、が挙げられます。

教員のオンライン授業スキルの向上は、コロナ禍前までほとんどの教員にオンデマンド・オンライン授業実施経験がなく、具体的にどのようにオンライン授業を準備し実施できるのか、という不安を解消するために始めたものです。TeamsやZoomの設定などの基礎的内容から、オンデマンド授業教材の作成方法およびサーバーへのUP方法、オンライン授業時のマイクやカメラ設定方法等の具体的な内容までを学類IT委員会委員などのサポートのもと実施し、教員の不安解消の一助を務めました。一連のFD活動の結果、オンライン授業への各教員の心理的負担が減少した他、副

(生命環境系 内海 真生)

次的にmanabaの利活用が全教員間で共有され、積極的に使用されるようになっています。作物や微生物など「なまもの」を多く扱う学類なので、相手の様子を直接判断できる対面での授業実施が望ましいと考えていますが、オンライン・オンデマンド型授業も状況に応じて積極的に実施できる素地が形成されたのではと思っています。

授業評価アンケートは従前生物資源学類独自に実施していたものを全学の実施形式に変更した後、学生からの自由記述への教員からのフィードバックおよび評価情報を学生にmanaba上で公開する方針のもと学類FD委員会を中心に取り組んでいます。履修学生からの評価、自由記述とそれに対するコメントの双方向での見える化により、生物資源学類開設のすべての授業の質向上につながることを期待しています。（了）

人文学学位プログラムにおけるFD活動と体制

本稿では、人文学学位プログラムおよび関連する人文社会系の組織においてどのようなFD活動の取り組みが行われているのかを紹介します。

人文学学位プログラムは、哲学・思想、歴史・人類学、文学、言語学、現代文化学、英語教育学という6つのサブプログラムを持つ大きなプログラムです。関わる研究分野も多様であるためサブプログラムの独立性も比較的高いと考えられますが、人文系の教育・研究全般に関するFD活動は、人文社会系の教員が関わる大きな組織の下で企画・実施されるのが一般的になっています。

その1つとして、人文社会系研究推進室の取り組みが挙げられます。これは人文学学位プログラムを含む人文社会科学研究群をカバーする組織で、人文社会系における研究関係のFD活動を積極的に企画・実施しています。たとえば、毎年人文社会系の研究分野に特化した科研費セミナーが開催され、科研費の採択経験あるいは審査経験がある教員による講演を通して、経験談・ノウハウの共有を進めています。また、科研費に関しては質疑応答や相談の部分によりフォーカスした場がほしいというニーズに応え、

(人文社会系 田川 拓海)

2024年からは情報交換会というイベントを企画し、若手研究のようはじめて科研費に取り組む教員だけでなく、新しいカテゴリーや大型の共同研究はじめて挑戦する教員にとっても貴重な機会を提供しています。そのほかにも、2024年度には英語によるFD「Publish or Perish, Really? Recent Trends in Publishing in Peer-Reviewed International Journals」（Murod Ismailov氏、筑波大学）、情報倫理FD「データ管理計画概説」（南山泰之氏、国立情報学研究所）などが行われました。研究倫理および研究倫理審査、情報倫理に関するFD活動は毎年定期的に開催されています。

このように人文社会系という大きな括りで行うFD活動は、類似の企画が複数の組織で重なる非効率さを避けることにつながるだけでなく、異分野の研究者間交流、あるいは異なる組織に属する教員間の交流の場としても実質的に機能していることがその利点として挙げられます。（了）

7. 我が国の高等教育政策の動向 学修成果の可視化から修得の保証へ

(教学マネジメント室 加藤 毅)

1.構造変革を迫られる高等教育の質保証システム

まずは確認も兼ねて、大学教育の質を取り上げた重要施策の動向を改めて確認しておきます。令和7年4月に開催された財務省財政制度等審議会財政制度分科会では、「認証評価制度が存在しているが、教育の質について事実上評価できていないのが実態であり、実質的に教育の質や学生への付加価値を評価できる制度に改める必要」「奨学金返還が困難な者がいるからと言って安直に支援をするのではなく、なぜ返還できないのかに着目し、しっかり稼げる職業に就ける教育ができていないことを問題視するべき」「（大学は）教員数も含めダウンサイ징できていないこと、教育の質が担保されていないことが、日本経済低迷の一因ではないか」など厳しい指摘が相次ぎました。

そして次年度予算編成の方針を定める「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針）において、質の高い公教育の再生という観点から「国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める」こと、高等教育機関の機能強化という観点から「各機関における教育・研究開発力の『質』に係る適切な評価指標の設定に加え、国全体でのKPI、KGIも設定」することが明記されました。

また6月末に公表された財務省予算執行調査では、対象が私立大学に限定されるとはいえ、認証評価制度の機能不全の指摘に加えて、「教育の質について、①高等教育にふさわしい教育を行っているか（教育の質の絶対基準）、②学生の学問的成長に寄与しているか（学生への付加価値基準）、③社会で求められる人材を育成しているか（教育分野・地域性基準）等の観点から評価するなど、評価方法を見直す」という検討の方向性が提示されました。

2.中心課題となった学修成果の可視化

現状はといえば、学修成果の可視化という用語が登場したのが2020年の教学マネジメント指針です。マネジメントの強化を通じて、教育改善に取り組むとともに社会に対する説明責任を果たしていく。この目的を実現するにあたり、これまで継続的に取組まれてきた目標設定、課程整備および

点検・評価の次段階として、点検・評価の結果をもとに改革・改善に努める内部質保証体制を確立することが重点課題とされました。ではそこで、学修成果として具体的に何をどのように把握・可視化すればよいのか。これが教学マネジメントの現場における重要テーマとなっています。

周知の通り、学修成果の多元性が可視化に取り組む大学に困難をもたらしており、これに対する教学マネジメント指針の基本姿勢は、各大学の個性や特色を生かすとともに「複数の情報を組み合わせた多元的な把握・可視化が必要である」という、建前でかわすものでした。その一方で、社会からのニーズを背景とする政府の方針は明快で、先にみた通り、教育コンテンツの社会的妥当性に関する問題提起が強化されてきています。

3.学修成果の多元性と教育の社会的妥当性

内部質保証が目的であれば、専門学会等が設定した標準への準拠や科学的知識との整合性などの学術的根拠や、教育課程編成の体系性や一貫性などを測定する指標の可視化は確かに有効でしょう。しかしながら、専門家にしか判断できない学術的根拠や、求めている成果ではなくプロセス整備に関する情報を公表されても、社会がその妥当性について判断することは困難です。内部質保証の一環として成績評価を厳格化することにより、卒業生の採用にあたりGPAがあまり考慮されないという現実を本当に克服できるでしょうか。あるいは、必要とする知識を最短時間で獲得する要領が求められる社会人にとって、長時間学習を良しとする大学の評価基準はわかりにくいものです。

情報公表は、内部質保証の取組と社会的妥当性との間のギャップを埋めるためにこそ必要なのではないでしょうか。周到にデザインされた知的生産物の産出実績をもって修得の保証とし、保証する生産物の意義や有用性について広く社会に発信する。この生産物を媒介とすることで、教育コンテンツの社会的妥当性をめぐり大学と社会の間で建設的な議論を積み上げていくことが可能となります。

修得の保証というこの仕組みを通じて、大学教育は、社会からの信頼と支援に加えて積極的な参画を獲得することができるはずです。（了）

8. 全学FD研修会開催状況

(FD COMPASS Diversity is Possibility Vol.9発行以降の実施分を掲載)

No.	名称	開催日	主催
1	全学TA研修会	4/1(火)～	教育推進部教育機構支援課
2	地球規模課題学位プログラム（学士）の10 年の総括	4/21(月)	グローバル教育院
3	SOGI/LGBTQ+に関する基礎知識	6/2(月)～6/30(月)	ヒューマンエンパワーメント推進局
4	多文化共修教職員対象説明会	6/4(水)	教育推進部教育推進課 (国際共修担当)
5	The University of Oxford Nuffield Department of Medicine PhD program	6/10(火)	ライフイノベーション学位プログラム
6	生成 AI の最前線と教育活用の潮流	6/13(金)	先端教学推進機構生成AI 活用委員会
7	筑波スタンダードを通じて行う教育の質保証	7/2(水)～	教学マネジメント室
8	オープンアクセス推進セミナー	7/15(火)	附属図書館、研究推進部外部資金課
9	Introduction of Le CNAM, Conservatoire national des art et Métiers	7/18(金)	デザイン学学位プログラム、教育推進部
10	学生支援FD 学生面談におけるスキル～話の聴き方・伝え方～	7/24(木)	学生こころの健康委員会、保健管理センター
11	教員のためのEMI FD研修会「英語で効果的に授業を行うために」	9/30(火)	CEGLOC
12	少人数対話型授業における生成AI活用事例	10/9(木)	先端教学推進機構生成AI 活用委員会
13	教育力×研究力＝社会を動かす知の創造-未来を拓く教育改革の展望-	10/30(木)	教学デザイン室、先端教学推進機構